

告示第 89 号

太子町ふるさと親善大使設置要綱を次のように定める。

令和 7 年 6 月 2 日

兵庫県太子町長 沖 汐 守 彦

太子町ふるさと親善大使設置要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、本町出身又は本町にゆかりがあり、各分野で活躍している人物を、太子町ふるさと親善大使（以下「大使」という。）として委嘱することにより、本町の魅力を広く宣伝するなどし、関係人口、交流人口の拡大及び観光振興、イメージアップを図ることを目的とする。

(活動)

第 2 条 大使は、次に掲げる活動を担うものとする。

- (1) 町内外に町の魅力及び情報を発信すること。
- (2) 本町等が実施するイベント等への協力支援を行うこと。
- (3) 観光振興についての助言や活動中に得た情報の提供などを行うこと。
- (4) その他大使の活動として町長が必要と認めること。

(委嘱)

第 3 条 大使は、次に掲げるいずれかに該当する者のうちから、本人の同意を得て、町長が委嘱する。

- (1) 本町について、深い理解と認識を持ち、前条に掲げる活動が期待できる者
- (2) 本町出身又は本町にゆかりのある者で、経済、文化、教育、芸術、スポーツ、芸能等の分野において活動している者
- (3) その他町長が必要と認める者

(定数)

第 4 条 大使の定数は、必要に応じた数とする。

(任期)

第 5 条 大使の任期は 1 年とする。ただし、町長からの解任通知又は大使から辞任の申出がないときは、同一条件で更に 1 年継続し、その後の継続についても同様とする。

(解任)

第 6 条 町長は、大使が次のいずれかに該当するときは、委嘱を解くことができる。

- (1) 第2条に掲げる役割を行うことができなくなると認められるとき。
- (2) 大使本人から辞任の申出があったとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、町長が不相当と認めたとき。

(報酬等)

第7条 大使に対する報酬は、支給しない。

2 町長は、大使が第2条に掲げる活動を遂行する場合、次に掲げるものを提供することができる。

- (1) 町の紹介及び宣伝に寄与するための「名刺」
- (2) 町に関するパンフレット
- (3) その他町長が必要と認めるもの

(庶務)

第8条 大使に関する庶務は、総務部企画政策課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。